

(様式 1-3)

浦安市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	市街地液状化対策事業		事業番号	D-19-1
交付団体	浦安市		事業実施主体 (直接/間接)		浦安市 (直接)	
総交付対象事業費	36,210,500 (千円)		全体事業費		36,210,500 (千円)	
事業概要						
<p>都市防災推進事業 (市街地液状化対策事業) を活用し、宅地と道路等の公共施設の一体的な液状化対策を実施する。</p> <p>23 年度に基礎資料を収集整理し、24 年度に実現可能性の観点から事業手法・施工方法などを検討・調査した結果、格子状地中壁工法を採用することとした。25 年度に液状化対策事業計画の作成に向けた住民説明と合意確認を行った。</p> <p>26 年 6 月末段階で、20 地区・4,103 戸 (967,300 m²) で液状化対策事業計画の作成に関する住民同意が整ったので、20 地区について液状化対策事業計画案を作成する。さらに工事の実施について同意が得られた地区について、液状化対策工事を実施する。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) 平成 27 年 5 月 21 日 復興交付金執行残を当該工事費に充てるため、D-1-1-1 校庭の液状化対策事業より 40,000 千円 (国費 : 30,000 千円) を流用。また、D-1-21-1 幹線下水道管渠の液状化対策事業 (耐震化) より平成 24 年度分 392,000 千円 (国費 : 294,000 千円) 及び平成 25 年度分 228,000 千円 (国費 : 171,000 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 36,210,500 千円 (国費 : 21,544,875 千円) から 36,870,500 千円 (国費 : 22,039,875 千円) に増額 (「浦安市復興計画」施策体系→2. “(2) 宅地の液状化対策への支援 “に記載。)</p>						
当面の事業概要						
<p><平成 23・24 年度></p> <p>平成 23 年度から行っている市街地液状化対策実現可能性調査で、液状化防止軽減効果等のシミュレーション解析に必要な追加地盤調査などを行うとともに、解析結果を比較検証するための実証的な実験による対策効果の検証を行い、地下水位低下工法、格子状改良工法、個別対策工法 (建替時含む) の実現可能性検討調査の成果を取りまとめた。</p> <p>その後、市街地液状化対策事業化検討調査として、実現可能性調査結果の市民説明や地区への説明、事業実施意向の調査など、事業化に向けた住民説明や事業候補地の検討を進めた。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>地区ごとの勉強会など、市街地液状化対策事業計画案の作成に向けた地区住民の合意に取り組み、対策の対象となる戸建住宅地約 9,000 宅地のうち、16 地区約 3,000 宅地で勉強会が立ち上がり、5 地区 926 宅地で液状化対策事業計画案の策定に必要な住民の合意が成立した。平成 26 年 3 月末段階で住民向けの個別説明会・勉強会終了した。</p> <p><平成 26 年度></p> <p>液状化対策事業計画の策定に関する最終の合意の期限を平成 26 年 6 月末と設定した。その結果、期限までに合計 20 地区で液状化対策事業計画案の策定に関する住民合意が成立した。</p> <p>事業計画の作成に合意した 20 地区を対象に、地質調査や宅地の現況調査を実施するとともに、液状化対</p>						

策事業計画を作成する。

工事に至る手続きや住民からの分担金の徴収手続、工事後の宅地の管理などを定めた条例を平成27年3月議会で制定した。

<平成27年度>

20地区を16地区に集約し、7月から翌年3月にかけて事業計画案に関する住民説明会を開催し、事業計画案に関する同意確認を進めた。その結果、弁天二丁目地区45宅地について事業を決定した。また、今川三丁目地区及び今川二丁目地区については、検討を終了することとした。

事業計画決定

- ・弁天二丁目地区市街地液状化対策事業計画
9,800㎡ 45宅地 市道8路線 平成27年12月1日決定

<平成28年度>

平成27年度に実施した事業計画案に関する住民同意の期限を平成28年5月末とし、その結果に基づき、6月から7月にかけて最終的な住民調整を図った。その結果、舞浜三丁目地区の一部76宅地と101宅地で事業を決定した。また、できるだけ多くの宅地で事業が実施できるよう、地区全体での同意が整わない場合でも同意が得られた範囲で再設計を行い、849宅地を対象に再度の住民説明会を9月に開催した。再設計後の事業計画案に対する同意が整った場合は、12月段階での事業決定を予定している。再設計に進めなかった3,029宅地については、7月から9月にかけて検討を終了した。

事業計画決定

- ・舞浜三丁目地区市街地液状化対策事業計画その1
19,100㎡ 76宅地 市道8路線 平成28年5月30日決定
- ・舞浜三丁目地区市街地液状化対策事業計画その2
25,200㎡ 101宅地 市道10路線 平成28年9月7日決定
- ・舞浜三丁目地区市街地液状化対策事業計画その3
40,780㎡ 168宅地 幹線1路線、市道11路線 平成28年11月24日決定
- ・舞浜三丁目地区市街地液状化対策事業計画その4
12,280㎡ 48宅地 市道8路線 平成28年12月7日決定
- ・東野三丁目地区市街地液状化対策事業計画
7,950㎡ 33宅地 市道5路線 平成28年11月11日決定

最終的に、3地区6工区計471宅地において事業計画が決定。他方、工事実施に向けた検討を終了し、事業を実施しないこととした宅地は3,632宅地となった。

<平成29年度>

平成28年度中に住民同意が成立し事業計画が成立した地区において、順次、市街地液状化対策工事を実施する。

舞浜三丁目では、1月に地区内の地中に圧密沈下促進を目的としたドレーン材が広範囲に埋設されていることが分かり、高圧噴射攪拌工を進めるうえで技術的な課題となった。2回の委員会と再試験施工を経て新たな工法により技術的には工事可能となったが、工期の延伸や事業費の増大が避けられず、関係機関との調整を続けている。

弁天二丁目では、事業計画決定後に事業参加を翻意された地権者との調整に時間を要し、工事を一時中断していた。調整の結果、工事の早期再開を市の方針として定めて、10月から地区内公園敷地におけるプラントヤード整備を再開し、29年中に完成した。

東野三丁目では、地区内公園敷地においてプラントヤード整備を8月までに完了し、ヤード内にて高圧噴射攪拌工法の試験施工を実施。29年末より道路覆工に開始。

<平成 30 年度>

舞浜三丁目においては、住民意向を踏まえ、工事再開に向けて関係機関との調整を続ける。

弁天二丁目、および東野三丁目においては、引き続き工事を実施していく。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市域の 85%が液状化し、液状化に伴う沈下傾斜被害が約 8,700 棟の家屋で発生したことから、再度の災害発生の抑制に向けて、道路など公共施設と宅地の一体的な液状化対策事業について、検討調査する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

市街地液状化対策工事が完了した地区から、区画道路の災害復旧工事を実施する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--